

發行所 新津市役所
發行人 新津市役所
印刷所 新津市役所
印刷工 新津市役所

人口動態
(昭和37年2月末日現在)

人口	57,08
世帯数	10,95
(2月中)	
出生 73	死亡
婚姻 30	離婚

が通算できる

つまり、何らかの年金制度に加入して、その年金をもらって、それを手金と受けることができるようにするところがねだられた法律です。

次に、そのあらましを紹介しましょう。

◆どんな制度が通算されるか

(1)国民年金法 (2)厚生年金法 (3)労務者年金法 (4)国庫公債法

月見に満たな期間通算資格となりせん。定期給付に充てられ分給額との間に差額発生します。

これは各香取県並行の第三六、四一員で、通算年金則施行期(三六、四一員)まで限り通算し、その後については、その

職種が変わっても安心

(退却) 年金が支給さ
すので、退職一時金を受
けても通算期間にそのま
ま認めらるゝことになり
ます。昨四月一日目前
から共済組合の役員に
人が退職した場合にそ
れが退職の間が通算さ
れることは何ぞやと思は
ることはちよんではな
い。

●加入者たるものは

① 国民年金の保険料給
付開始と同一の年(期)間
に加入した期間を合算して
二十五年以上

② 通算対象期間が十年
以上ある。その期間に
国民年金の保険料免除期間
とを合算して二十五以
上

●年金受給についての特
殊な点は二つである。
五年(国民年金の現行
法は昨年四月一日現在
三十七歳となる年齢に
達する)をえらぶ年に
三十歳未満なら二十四
歳以下に短縮される。

●支給額増大と支給金
減額。他の公年金は六十
才から、毎六月月六十
十二月にそれぞれ増
大が認められます。

●通算対象金の額は
納めた期間で、保険料
納めなかった期間につき
百円、二十年をこえる

た。「秋葉」に人氣がありましたが、今の公民館の

三十七年度分に限る

七日選
ともし
ともし
九十三
した
三名

自願の午前が移葬で、
ので割愛され、灯火に相
しむ読書と、心のともに
び若人にも山のぼりやヌ
キーで有名な「ともし
しび」が、戦前戦中戦後
の各年代にも受け入れら
れるものとして選ばれた
訳です。

市（邑）民税、周年産蛋税の納期が十七年度分までに限り一掃りされた。これは、市（邑）民税の課税方法を改正（前号稿参照）によって、標準的な事務所が予想され、その切實さが与へても

散収税額を通知して六月分からの徴収に間に合はなうにします。また、年間月別納税予定表は次のとおりです。

（税務課）

とて、外国人労働者として知らざるべき。またその手帳は終にない方は、連年納税をされるよう希望す。

（自治会）

「ともしび」号は、新らしい装いで四月から市内各地を巡回し、本の貸し出しをする予定です。

改正市税納期月表

(昭和三十一年度分に限る)

月別	納める税目	納税期
一月	市税	二月十日
二月	市税	三月十日
三月	市税	四月十日
四月	市税	五月十日
五月	市税	六月十日
六月	市税	七月十日
七月	市税	八月十日
八月	市税	九月十日
九月	市税	十月十日
十月	市税	十一月十日
十一月	市税	十二月十日
十二月	市税	翌年一月十日

人々が新津を訪れる見込まれるわけである。新津をを迎え、日本の広大に接しこの人達に新津よいところを持ちだそうらうために、戦後の完備と市民の心急がれるというも

面を
 用意
 うに
 七十
 を加
 加算
 とは
 は、
 い合
 しま

外国人の
 所移動届
 お早く

外国人が住所を
 たときは、必
 かな、金でか
 きない効果を
 課外からの参
 ることを通じ
 だけ多くつま
 ば、国体の賞
 福がたという
 ことと思いま

外国人の
所移動届
お早く

37年度金計別当初予算			
会 計 別	37年度当初予算	36年度当初予算	36年度現計予算
一般会計	624,395,750円	4,590,007,840円	4,933,004,720
恩給	4,760,960	3,320,870	6,056,466
分譲住宅	〃	24,022,790	38,254,166
国民健康保険	56,503,570	52,160,000	56,256,566
水道	70,779,860	1,353,980	54,569,255
畜場	12,476,800	12,892,800	13,637,800
市場	〃	960,200	960,200
公益興業	4,374,880	4,131,200	4,299,200
住民税整理費金	103,679,350	83,892,250	97,748,532



本を満載：田園をめぐる自動車文庫「ともしび」号

改正市税納期月表 (昭和二十七年配分に限る)									
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	月別
市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税	市(民)民税
第四期	第三期	第二期	第一期	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期